

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設はご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 宝寿会
- (2) 法人所在地 兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山1241-3
- (3) 電話番号及びFAX番号 TEL0790-32-2257 FAX0790-32-2596
- (4) 代表者氏名 小野田 準子
- (5) 設立年月日 平成5年4月2日

2. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 3,386.87㎡
- (3) 併設事業

事業の種類	利用定員
地域密着型介護老人福祉施設	20名
短期入所生活介護	10名
通所介護	18名

- (4) 施設の周辺環境 夢の里は県道411号線沿いの戸倉にあつて夢前町の小高い丘の上に位置し、山野の緑に囲まれた自然豊かな環境で、日当たりが良く、夢前町での位置関係が便利である。

3. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成13年7月1日
指定兵庫県 2873500173号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用い

ただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 夢の里
- (4) 施設の所在地 兵庫県姫路市夢前町戸倉字登り尾 1 1 0 5 - 3 8
交通機関 神姫バス、姫路発四辻経由山崎行きで戸倉下車徒歩 5 分
- (5) 電話番号及び F A X 番号 TEL079-337-6666 FAX079-337-6667
- (6) 施設長（管理者）氏名 藤本 英毅
- (7) 当施設の運営方針
1. 施設はご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
 2. 施設は、施設サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行い、ご契約者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを目指します。
 3. 施設は明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (8) 入所定員 6 0 名

4. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護 3 から 5」と認定された方及び、要介護 1 又は 2 であって特例入所の要件に該当する方が対象となります。

但し、入所時において「要介護」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくことになります。

- (2) 特例入所の要件に該当する方

要介護 1 又は 2 であって、次の (1) から (3) のいずれかに該当することにより、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる高齢者となります。

- (1) 認知症がある方であって、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ b 以上であり、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

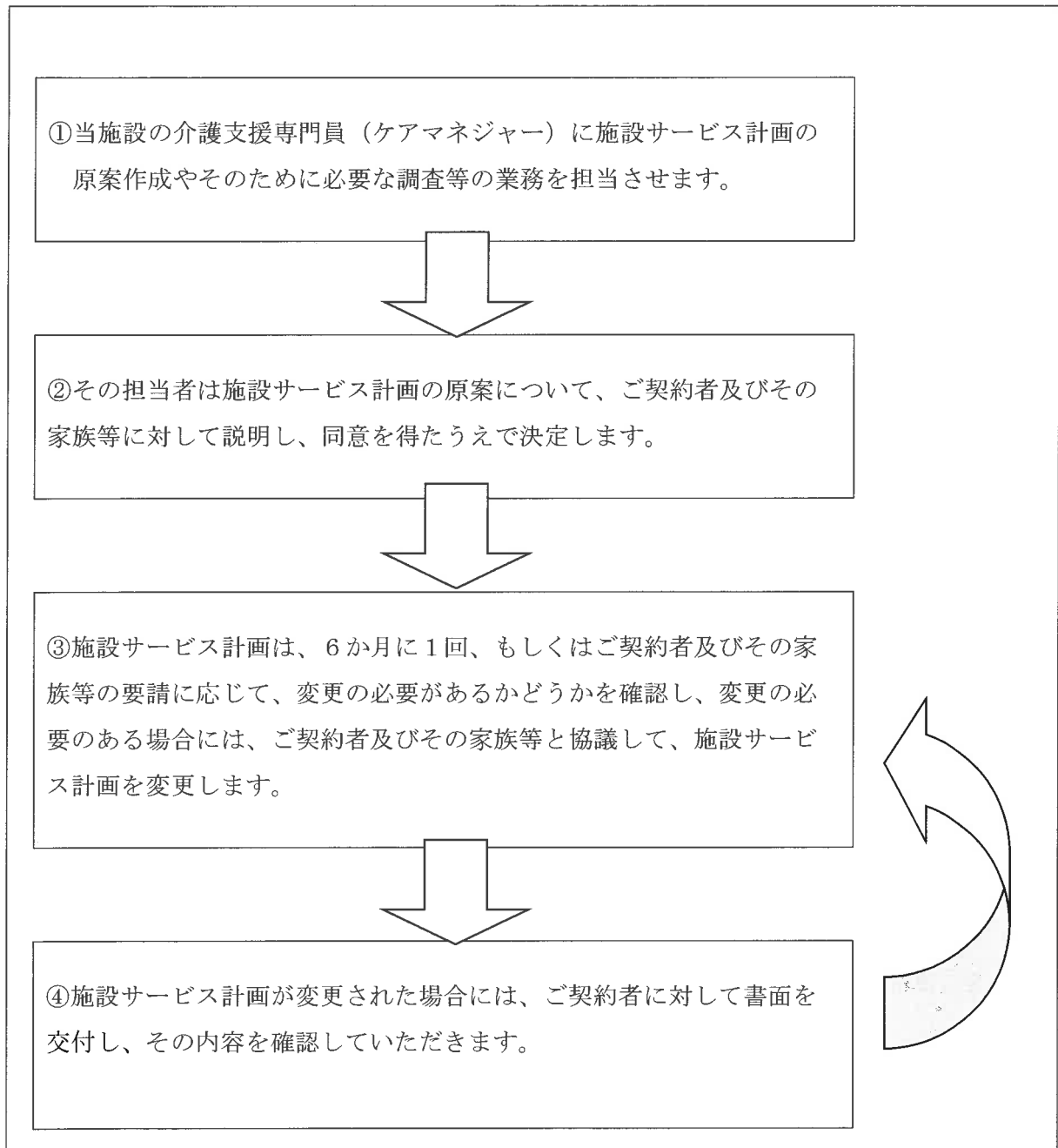
- (3) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。

このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



6. 居室の概要

居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人又は2人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	16室	15.07㎡ 一人当たり 11.56㎡ 一人当たり 11.56㎡ 各居室には 床頭台、サイドキャビネット、ロッカーキャビネット、コール設備、ベッド間仕切りカーテン、ジャッジベッドを設けています。
2人部屋	18室	
4人部屋	2室	
合計	31室	
食堂	1室	285, 12㎡
機能訓練室	1室	移動式平行棒 助木運動器 テッキ輪投げ
浴室	1室	浴槽・特殊浴槽(チェアインバス、オンラインバス)
医務室	1室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等に連絡します。

☆居室に関する特記事項（トイレの場所（居室内、居室外）等）

トイレ・洗面所は室外にあります。ご契約者の心身の状況によりポータブルトイレをご使用いただきます。

☆ 居室に係る料金は以下の通りとします。

居室別料金表

居室の別	居住費
従来型個室	1,231円（1日）
多床室	915円（1日）

7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

施設長	1名
事務員	2名
生活指導員	1名
看護師	4名以上
介護職員	18名以上
管理栄養士	1名
機能訓練指導員	1名 (看護師兼務)
介護支援専門員	1名以上
嘱託医師	1名
宿直	2名

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 医師	毎週火・木曜日 13:00～15:00
2. 生活相談員	勤務時間 9:00～18:00
3. 介護職員	早出： 7:30～16:30 日勤： 9:00～18:00 遅出：10:00～19:00 夜間：15:00～24:00 00:00～ 9:00 16:30～ 9:30 (ショート夜勤以外の場合)
4. 看護職員	早出： 8:00～17:00 日勤： 9:00～18:00 遅出： 9:30～18:30
5. 事務員	勤務時間 8:00～17:00 9:00～18:00

☆土日は上記と異なります。

〈配置職員の職種〉

生活相談員	…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名の生活相談員を配置しています。
介護職員	…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

60名の利用者に対して、合計22名以上の介護職員と看護職員を配置しています。

機能訓練指導員	…ご契約者の機能訓練を担当します。 看護師を配置します。
介護支援専門員	…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。 生活相談員が兼ねる場合もあります。 1名以上の介護支援専門員を配置しています。
医師	…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 1名の医師を配置しています。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- 1 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、市町村から負担割合証の交付により（7割ないし8割9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8:00～8:30 昼食 12:00～12:30 夕食 18:00～18:30

②入浴

- ・入浴は週2回、清拭は随時行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦定例行事及び全員参加するレクリエーション

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

基本サービス利用料金表

<多床室の場合>

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者のサービス利用料金	5890 円	6590 円	7320 円	8020 円	8710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5301 円	5931 円	6588 円	7218 円	7839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	915 円				
5. 食費	朝食 330 円 昼食 600 円 夕食 620 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	3054 円	3124 円	3197 円	3267 円	3336 円

＜従来型個室の場合＞

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者のサービス利用料金	5890 円	6590 円	7320 円	8020 円	8710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5301 円	5931 円	6588 円	7218 円	7839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	1231 円				
5. 食費	朝食 330 円 昼食 600 円 夕食 620 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4+5)	3370 円	3440 円	3513 円	3583 円	3652 円

加算料金等

区 分	1 日の料金
日常生活継続支援加算 1	36 円
サービス提供体制強化加算 (I)	22 円
サービス提供体制強化加算 (II)	18 円
サービス提供体制強化加算 (III)	6 円
入所初期加算 (入所から 30 日限り)	30 円
入院・外泊時加算 (月に 6 日を限度)	246 円
看護体制加算 I	4 円
看護体制加算 II	8 円
夜勤職員配置加算 I	13 円
夜勤職員配置加算 III	16 円
配置医師緊急時対応加算 2 (1回早朝・夜間)	650 円
配置医師緊急時対応加算 3 (深夜)	1300 円
看取り介護加算 II (死亡日以前の 45~31 日)	72 円
看取り介護加算 II (死亡日以前の 30~4 日前)	144 円
看取り介護加算 II (死亡日の前々日・前日)	780 円
看取り介護加算 II (死亡日)	1580 円
口腔衛生管理加算 I (1 月に)	90 円
口腔衛生管理加算 II (1 月に)	110 円
栄養マネジメント加算	11 円
経口移行加算	28 円
経口維持加算 I (1 月に)	400 円

経口維持加算Ⅱ（1月に）	100円
療養食加算（1回に）	6円
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円
排せつ支援加算Ⅰ（1月に）	10円
排せつ支援加算Ⅱ（1月に）	15円
排せつ支援加算Ⅲ（1月に）	20円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ（1月に）	3円
褥瘡マネジメント加算Ⅱ（1月に）	13円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50円
安全対策体制加算（入所時1回まで）	20円
生産性向上推進体制加算Ⅰ（1月に）	100円
生産性向上推進体制加算Ⅱ（1月に）	10円
若年性認知症受入加算	120円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1月利用単位数×140/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1月利用単位数×136/1000
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月利用単位数×113/1000

※ 尚上記加算料金等は、施設職員配置等により、変動が生じる場合があります。

※ 地域加算は施設所在地（姫路市）7級地区のため、10.14の1割ないしは2割または3割負担になります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻す手続きをとっていただくこととなります（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した必要用紙を交付します。

なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際に負担していただく額は、以下の表のとおりとなります。

介護保険負担限度額認定者のサービスの利用料

<多床室の場合>

利用者負担第1段階：例) 生活保護受給者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者のサービス利用料金	5890 円	6590 円	7320 円	8020 円	8710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5301 円	5931 円	6588 円	7218 円	7839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	0 円				
5. 食費	300 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	889 円	959 円	1032 円	1102 円	1171 円

利用者負担第2段階：例) 年金収入等 80 万円以下の者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者のサービス利用料金	5890 円	6590 円	7320 円	8020 円	8710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5301 円	5931 円	6588 円	7218 円	7839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	430 円				
5. 食費	390 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	1409 円	1479 円	1552 円	1622 円	1691 円

利用者負担第3段階①：例) 年金収入等 80 万円超 120 万円以下の者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者のサービス利用料金	5890 円	6590 円	7320 円	8020 円	8710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5301 円	5931 円	6588 円	7218 円	7839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	430 円				
5. 食費	650 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	1669 円	1739 円	1812 円	1882 円	1951 円

利用者負担第3段階②：例) 年金収入等 120 万円超の者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者のサービス利用料金	5890 円	6590 円	7320 円	8020 円	8710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5301 円	5931 円	6588 円	7218 円	7839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	430 円				
5. 食費	1360 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	2379 円	2449 円	2522 円	2592 円	2661 円

＜従来型個室の場合＞

利用者負担第1段階：例）生活保護受給者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者のサービス利用料金	5890 円	6590 円	7320 円	8020 円	8710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5301 円	5931 円	6588 円	7218 円	7839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	380 円				
5. 食費	300 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	1269 円	1339 円	1412 円	1482 円	1551 円

利用者負担第2段階：例）年金収入等 80 万円以下の者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者のサービス利用料金	5890 円	6590 円	7320 円	8020 円	8710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5301 円	5931 円	6588 円	7218 円	7839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	480 円				
5. 食費	390 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	1459 円	1529 円	1602 円	1672 円	1741 円

利用者負担第3段階①：例）年金収入等 80 万円超 120 万円以下の者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者のサービス利用料金	5890 円	6590 円	7320 円	8020 円	8710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5301 円	5931 円	6588 円	7218 円	7839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	880 円				
5. 食費	650 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	2119 円	2189 円	2262 円	2332 円	2401 円

利用者負担第3段階②：例）年金収入等 120 万円超の者

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者のサービス利用料金	5890 円	6590 円	7320 円	8020 円	8710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5301 円	5931 円	6588 円	7218 円	7839 円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
4. 居住費	880 円				
5. 食費	1360 円				
6. 自己負担額合計 (3 + 4 + 5)	2829 円	2899 円	2972 円	3042 円	3111 円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆一泊外泊については外泊期間中、一日3食分のうち、とらない回数のご飯に係る負担額は利用料金から差引きます。

但し、その間の居住費につきましては、負担額は、お支払いいただきます。

☆契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆新規入所された場合もしくは30日を超えて入院した後に施設に戻られた場合には、最初の30日間分については、初期加算分として1日あたり30円をご負担していただくこととなります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 契約者が使用する居室料

ご契約者が利用する従来型個室、多床室を提供します。

利用料金：居室に係る料金は、居室の概要での居室料金表による。

② 契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：朝食 330円 昼食 600円 夕食 620円

③ 特別な食事の提供

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：特別な食事のために要した追加の費用

④ 理・美容

[理髪サービス]

月に1回程度、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

⑤ 管理費用

ご契約者の希望により、下記の証書類と印鑑等（以下「預り金等」という）の貴重品管理サービスをご利用いただけます。

- ・ご契約者の所有する各種年金証書、各種保険書等の証書類の保管管理をします。
- ・通帳・印鑑等を、お預かりし預金の預け入れ引き出しをします。
- ・小遣い銭をお預かりし、諸費用を個別出納帳にて管理をします。
- ・施設が諸費用をお立替し、請求時にご精算をします。

○預り金等保管管理者：施設長

○出納方法：手続の概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり 1,000円

ご利用については「預り金等委託契約書」を交わします。

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑧日常生活その他

- ・日常生活の身の回り品
- ・健康管理費
- ・私物のクリーニング代（外部のクリーニング店が行うもの）
- ・外泊、入院中のオムツ代
- ・行政手続きの費用

⑨ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院及び外泊時の移送サービスを行います。

⑩所定の料金（本契約書第21条第2項・・居室の明渡し）

ご契約者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり居住費・食費も含む）

多床室の場合

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	8355 円	9055 円	9785 円	10485 円	11175 円

従来型個室の場合

ご契約者の要介護度 料金	要介護度 1 8671 円	要介護度 2 9731 円	要介護度 3 10101 円	要介護度 4 10801 円	要介護度 5 11491 円
-----------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合、多床室 8190 円

従来型個室 8506 円（1日あたり居住費・食費も含む）

なお、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、上記の表より計算した額からこの介護保険給付額を控除することといたします。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

なお支払い方法は、ご指定の預金口座からの自動引き落としでの支払いとさせていただきます。当月料金・費用は翌月の22日に口座引き落としとなりますので、それまでにご入金のご確認をお願いいたします。

領収書については、翌月の請求書送付時に同封させていただきます。

※各信用金庫のご口座のご準備をお願いいたします。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①配置医師

病院の名称	中村外科胃腸科
所在地	兵庫県姫路市夢前町菅生潤字野々谷 161
診療科	内科・外科

②協力病院

病院の名称	住所
厚生病院	兵庫県姫路市御立西4丁目1-25
おかだ歯科	兵庫県姫路市神子岡前3-12-17

なお、緊急時においては、上記の他、関係機関の協力を得るものとします。

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のようないかなる理由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤ご契約者が連続して3ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入所した場合

契約者が当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3ヶ月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

また、料金につきましては、入院の翌日から当該月6日間(当該入院が月をまたがる場合は最大12日間)の範囲内で、実際に入院した日数分で利用料金をご負担いただきます。

1日あたり246円

(ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。)

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を越えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。
但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できますように努めます。

③ 3ヶ月を越えて入院した場合

3ヶ月を越えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。

入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な一切の債務を極度額 500 万円の範囲内で契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。

また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

(4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、高価品は除外します。）の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。

貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続きに従って、その処理を行うことになります。

また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。

これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。

(5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

(6) 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。

1 1. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付担当者

〔氏名〕 岸田 昌代

〔職名〕 生活相談員

○ 第三者委員

〔氏名〕 藤原 修

連絡先 090-2709-1323

〔氏名〕 橋本 栄

連絡先 079-336-2209

〔氏名〕 中野 正義

連絡先 0790-32-1049

○ 苦情解決責任者

〔氏名〕 藤本 英毅

〔職名〕 施設長

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 受付時間 9:00~17:15 月~金 (祝日及び12/29~1/3を除く)
○姫路市 介護保険課	所在地 兵庫県姫路市安田4-1 電話番号 079-221-2923 FAX 079-221-2925 受付時間 8:35~17:20 月~金 (祝日及び12/29~1/3を除く)

12. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規程に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧及び、複写物を交付します。
ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦感染症及び食中毒の予防及び、まん延防止等に関する取り組みとして、委員会の開催、指針の整備、従業者への研修、訓練の実施を行います。
- ⑧ご契約者の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止委員会を設置し、虐待防止に関する責任者を選定します。責任者は適正な支援が実施され、ご契約者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めます。また、従業者に対する虐待防止を啓発・防止するための研修を実施し

ます。

⑨事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合にはご契約者の同意を得ておこないます。

13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

刃物類、ペット類、その他、人に害を与える恐れのある物。

その他の物品は必要の都度、相談に応じます。

(2) 面会

面会時間 9：00～20：00

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、2日前にお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、前記8(1)（サービス利用料金表記載参照）に定める「食事に係る自己負担額」は徴収いたしません。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

14. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど、必要な措置を講じます。

15. 損害賠償について

(1)当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合において、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2)事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

説明日時

年 月 日 時 分 ～ 時 分

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム夢の里

説明者職名 生活相談員 氏名

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住所

氏名

身元引受人

住所

氏名

(契約者との続柄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名

(契約者との関係)

立会人

住所

氏名

(契約者との続柄もしくは関係)

